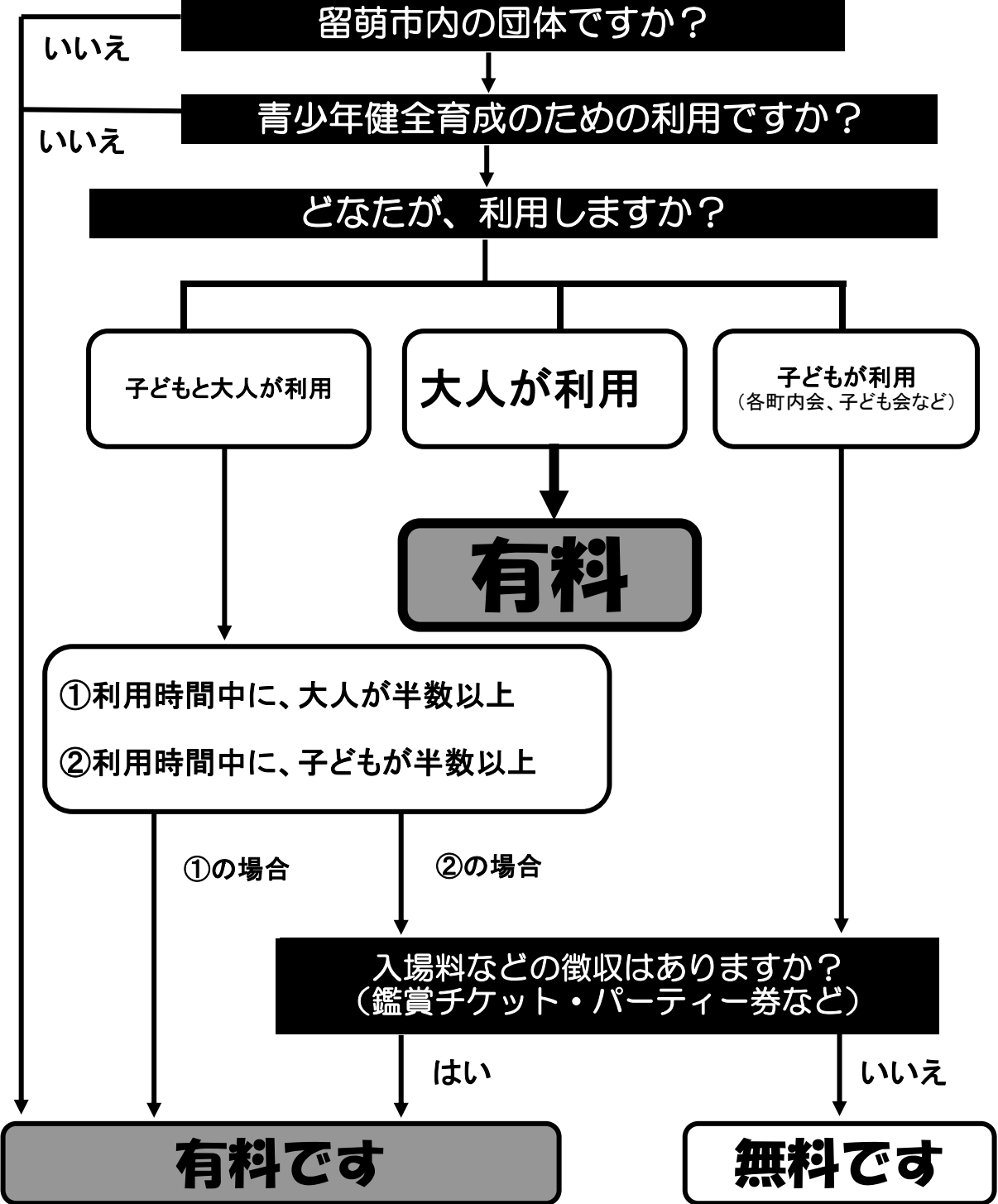


青少年減免基準



※「子ども」とは留萌市内に住所を有する子どもをいう。

使用料免除基準

留萌市内の団体ですか？

いいえ

どのような団体が利用しますか？

【教育施設】
幼稚園、小学校、
中学校、高校

【児童福祉施設】
保育園、児童センター、
子ども発達支援センター等
※放課後児童デイサービス
等児童福祉施設に順ずる

その他の団体

- ①授業、行事、部活に使用
- ②教師、実行委員が使用(会議含む)

青少年減免
基準の確認
↑

①の場合

②の場合

免除です

有料です